

特集にあたって

川喜田敦子

2012年3月に *Die Nation und ihre 'Rückkehr': Pieds Noirs und Vertriebene im Vergleich* (国民と「帰還者」: ピエ・ノワールと被追放民を比較する) と題するシンポジウムがパリ・ドイツ研究所 (Deutsches Historisches Institut Paris) にて開催された。ここで比較されたピエ・ノワール (アルジェリア戦争後のアルジェリアからフランスへの引揚者) と被追放民 (第二次世界大戦後の東欧からドイツへの引揚者) についてはそれぞれ個別に研究があるが、システマティックな比較が行なわれるのは初めてと言ってよい¹。

歴史上の強制移住というテーマについて、個別研究はあっても比較研究が少ないというのは独仏のケースに限られたことではない。20世紀は「戦争と難民の世紀」とさえ呼ばれることがあり、なかでもパレスチナ難民、旧ユーゴスラヴィア難民についてはよく知られている。1990年代にはナチ・ドイツのユダヤ人大量虐殺がそもそも移住計画に端を発したことを指摘するゲッツ・アリーの学説が登場し、ホロコーストとならぶ20世紀の代表的なジェノサイドとして知られるアルメニア人虐殺においても強制移住が重要な役割を果たしたことが指摘されるようになった²。さらに、米国やオーストラリアにおける先住民の強制移住にも関心が集まりつつある。こうした国内ならびに国外強制移住が個別には学術的関心を引き始めるなか、世界各地の諸々の強制移住を共通の枠組みのなかに収めて比較検討する研究が歴史学の分野からはなかなか生まれてこないという指摘がなされている³。

とはいえ、近年、それでも少しずつ取り組みが見られるようにはなってきた⁴。その背景としては、ジェノサイド、民族浄化などの現象への研究関心が高まり、それが強制移住に関する研究に刺激となったことが大きい⁵。対象集団の物理的な殲滅・破壊を目的とするジェノサイドや民族浄化とは異なり、強制移住は対象集団の移動を目的とするが、付随的な現象として死亡を含む重大な被害を対象集団に与えることもあり、前二者と重なる部分をもつ。また、歴史的に古くから見られる現象でありながら、近代における人種主義の登場、国民国家原理の浸透、統治機構の変化、技術発展等によりそれまでとは規模的にも質的にも異なる展開を見せるようになったという点でも共通している⁶。また、ジェノサイド研究では、国家権力、現地の利得者、対象者の意図・利害・行動の複雑な絡み合い、対象者の確定における恣意性等が指摘されており、それらの視点を強制移住の研究に応用する必要性も言われるようになっている。

他方、ジェノサイドや民族浄化のように対象集団を殲滅するケースと比較した際の強制移住の大きな特徴は、事後の影響がより長期にわたって観察できることにある。ジェノサイド研究や民族浄化の研究との関連で強制移住が取り上げられる際には、特定の民族的共同体の居住する地理的領域外に移住対象者が移動させられるにいたるまでの原因と移住の経過が関心の対象となることが多い。しかし、領域外へと強制移住させられた対象者は退去先の地で新たな共同体に受け入れられなければならない。強制移住の研究においては、受入地での展開をも視野に入れてその全体像を検討する必要がある。

こうした観点から興味深いのは、ひとつは近代の強制移住において国民国家原理の果たした役割である。国境をまたいだ強制移住が発生する際には、執行国において国民の範疇から除外された当事者が、受入国において新たに国民として受け入れられることになる。つまり、執行国において国民であった者が国民でなくなるプロセスは、受入国において国民でない者を国民にするプロセスと連動する。国境をまたぐ強制移住は国境の双方の側で国民の境界を再編するプロセスを伴うのである。近代の強制移住における移住対象者の選定において、民族的同質性（異質性）が重要な基準となることはつとに指摘されている。移住が暴力性、強制性を伴う場合、それはしばしば受入国からの非難を受けることになるが、留意しなければならないのは、それはえてして移住の執行過程の非人道性に対する批判であって、強制移住を実行する論理的基盤としての国民国家原理への批判ではないことである。というのも受入国による国民の再編も結局のところ国民国家の論理に従って行なわれるためである。かつての居住地において共同体の周縁に位置していた当事者は、受入国においても新参者として国民の周縁部に組み込まれる。しかし、同時期の流入者のなかでも、受入国の国民集団との同質性に照らして中核に近い者ほど優遇され、遠い者ほど周縁に位置づけられる。これは、アルジェリア戦争後のフランスにおけるピエ・ノワールとアルキに対する取扱いの違いに明確に表れている。20世紀後半には、国家の論理によって居住者に移動を強制することが次第に問題視されるようになっていく。しかし、国際法上の議論が普遍的な人権保護の観点からなされるのに対して、当事国の被害者集団はむしろナショナルな論理を掲げる保守勢力と親和性を持ち、強制移住への非難も自国民が受けた不当な扱いという観点からなされる傾向がある。このことは、強制移住のみならず受入れにおいても国民国家の原理が強く働くのが常であったことと無縁ではないはずである。

また、強制移住を「[権]力関係」から読み解く必要があるとの指摘が近年なされるようになったことにも言及しておきたい。近代における強制移住と「Gewalt（権力／暴力）」のあいだには幾重にも関係がある⁷。まず注目されるのは強制移住が執行される際に執行者と移住対象者のあいだに存在するきわめて不均衡な権力関係である。ここで中心的に働くのは国家ないし支配的社会集団の力である。独仏のケースは、敗戦ないし脱植民地化による帝国解体に際して旧支配層と新たに創設されよ

うとする新国家のあいだで急激な支配・被支配関係の逆転があったこと、そのなかで新国家が民族的に純粋な国家という原理を新秩序として選択したことが大規模な強制移住につながったという点で共通している。執行者と移住対象者のあいだの不均衡な権力関係は、とりわけ——統制され、移動を強要され、所有物を奪われ、暴行され、傷つけられ、殺害されたという——当事者の身体に加えられた暴力として表象され、象徴性をもって記憶される⁸。しかし、急激な支配・被支配関係の逆転の下で強制移住が執行されるときには、強制移住を執行した側もまた、それ以前の時代に加えられた——同じく身体への暴力として象徴的に表象される——暴力の経験をもつ。強制移住の執行後にそれが意味づけられ、説明され、記憶されていく過程のなかで、この状況はしばしば時期的に相前後するふたつの暴力を比較し、相互に非難の応酬をするという不毛な状態を誘発しやすい。ここに、記憶をめぐる争い、すなわち事象の呼称、解釈、叙述についての文化的規定力をめぐる力関係が発生することになる⁹。国境を越えた強制移住の場合には、これが両国民国家間の政治的経済的な力関係、国際世論の共感の獲得まで含めた総合的な文脈のなかで争われることになる。独仏のケースでは、強制移住の執行国とのあいだで、過去の問題が障壁となって関係が停滞する現象が生じている。ドイツと東欧諸国の間はヨーロッパという共通の傘を得ることによってやや落ち着きを見せ始めたが、記憶をめぐる確執は双方のメディアで大きくとりあげられ、国民感情を悪化させてきた¹⁰。フランスとアルジェリアの間は、エヴィアン協定から 50 周年を迎えていまだに困難を抱える。他方、不均衡な権力関係は——当事者を国民のなかはどう位置づけ、もしくは排除するかという線引きに象徴的に見られるように——移住対象者の受入れに際しても生じる。したがって、記憶をめぐる争いは、受入国内部における社会的認知を求める被害者と、彼らとは経験を共有しない受入国のマジョリティのあいだの力関係としてもとらえる必要がある。独仏ともに 1990 年代に強制移住の記憶が活性化したが、その背景には、記憶の共有と共感、もしくはより具体的に財産補償や統合支援を求める被害者集団の要求があった¹¹。

近代における大規模な強制移住をめぐるこうした近年の研究関心を背景として、本特集では、今日になって改めて記憶が活性化する独仏のケースを取り上げつつ、受入れの様相と記憶のあり方という強制移住のもつ長期的な帰結について考えてみることにしたい。

¹ <http://hsozkult.geschichte.hu-berlin.de/tagungsberichte/id=4241>

² アリー、ゲッツ『最終解決』山本尤・三島憲一訳（法政大学出版会 1998）。Dadrian, Vahakn N., *The History of the Armenian Genocide: Ethnic Conflict from the Balkans to Anatolia to the Caucasus*, Providence; Oxford: Berghahn Books, 2004; Naimark, Norman M., *Fires of Hatred*, Cambridge; Massachusetts; London: Harvard University Press, 2002, pp.17-42.

³ Introduction, in: Bessel, Richard / Haake, Claudia, *Removing Peoples: Forced Migration in the Modern World*, London: Oxford University Press, 2009, pp.3-11.

⁴ Naimark, op. cit.; Dirk Hoerder, *Cultures in Contact. World Migration in the Second Millenium*, Durham, NC: Duke University Press, 2002, Bessel / Haake, op. cit など。

⁵ 近年、日本においてもジェノサイド研究が進んでいる。石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』（勉誠出版、2011年）。

⁶ 川喜田敦子「住民移動・民族浄化・ジェノサイド——急進化する排除の時代としての20世紀」『ジェノサイドと現代世界』119-139頁。

⁷ 本特集の論文は、第59回西洋史学会小シンポジウム「20世紀世界にみる人の移動と暴力」との関連で成立したものである。

⁸ 民族的同質性を基準として特定の集団を排斥する際、女性が「産む性」であるという特徴から、男性と女性は異なる扱いを受けることがある。さらに、強制移住において女性の身体に加えられる性的暴力は、女性自身への攻撃として認識されると同時に、女性の身体を統制、所有、保護する存在としての男性に対する攻撃の側面ももつ。それらの意味で、強制移住における暴力はジェンダーの側面を強くもつ。

⁹ Groot, Joanna de, *Comparing Forced Removals*, in; Bessel / Haase, *op. cit.*, pp.417-438.

¹⁰ Röger, Maren, *Flucht, Vertreibung und Umsiedlung. Mediale Erinnerungen und Debatten in Deutschland und Polen seit 1989*, Marburg: Herder Institut 2011.

¹¹ 川喜田敦子「ドイツ人『追放』問題の現在——『追放に反対するセンター』と財産問題をめぐって——」『ドイツ研究』第39号（2005）74-87頁；松沼美穂「植民地の過去と歴史・記憶・法——近年のフランスでの論争から」『ヨーロッパ研究（2007）』119-134頁。